

フィリオ熊の前保育園 重要事項説明書

第1 施設運営主体

名 称	一般財団法人こども育成財団
所在地	名古屋市中村区名駅南3丁目6-6
電話番号	052-551-6363
代表者氏名	代表理事 木村まみ

第2 利用施設

施設の種類	保育所		
施設の名称	フィリオ熊の前保育園		
施設の所在地	名古屋市長区熊の前二丁目122番地		
連絡先	電話 052-878-7373 FAX 052-878-7370		
管理者	園長 木下 直子		
開設年月日	平成29年4月1日		
開設時間	7:30~19:30		
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
利用定員	2号認定子ども		30人
	3号認定子ども	満1歳以上(1,2歳児)	24人
		満1歳未満(0歳児)	6人

第3 法人の目的・運営方針

私たちこども育成財団は、全ての子どもたちが自信と希望を持ち、他者との関わりの中で個性を見つけ、互いに尊重しながら自らの将来を切り拓くことができる子どもの育成を目指します。そのために、すべてのこどもがその可能性を最大限に伸ばすことが出来る状態を、大人の責任において、こどもたちとともに創りだしていきます。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	431.97㎡
	園庭	149.38㎡
園 舎	構 造	木造
	延 べ 面 積	324.62㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳 児 室	1 室	0歳児クラス、1歳児クラス
保 育 室	5 室	2～5歳児クラス、多目的保育室
調 理 室	1 室	
事 務 室	1 室	

第5 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月27日名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任	1	1		
保育士	11	7	4	
調理員	2	2		
嘱託医	1		1	

※令和3年4月の人数です。

第6 職員の勤務体制

早番勤務	7：15～16：15
通常勤務	8：00～17：00
通常勤務	8：30～17：30
遅番勤務	9：30～18：30
遅番勤務	10：00～19：30

※ 原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当保育士が異なることがあります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

第7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

また、非常災害や感染症蔓延時その他急迫の事情があるときは、臨時休園となる場合があります。

第8 保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。延長を希望される場合は、申請用紙にご記入の上、前もってご提出をお願いします。急な延長はお受けできないこともありますので、ご了承ください。

- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで及び16時から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

- (3) クラス別を主体とした保育は、おおむね平日の9時から15時30分までです。ただし、土曜日は異年齢合同保育等を行います。土曜日保育を希望の際は、給食数の都合上、前月25日までに希望表の提出をお願いします。
- (4) 保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育要件に欠ける状態であることから、クラス別保育が終わった時刻までとします。
- (5) 心身に障害のある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

【保育方針】

●一人ひとりの子どもを大切にします

子どもの個性を受け止め、ゆったりとした環境の中で子どもが保育者に慣れ親しむことができるようにしていきます。

●子どもの主体的な活動を保障し、自ら学ぶ心を育てます

- ・子どもの関心や興味を活動の起点とし、子どもと保育者が共に作り上げていくプロセスを大切にします
- ・自然体験や遊びの中で、心身を鍛え、五感を刺激して豊かな感性を育みます
- ・失敗を恐れることなく自ら選んだ目標に挑戦し、満足感や達成感を味わうことで自信につなげていきます

●子どもを真ん中にして、保護者と共に子育てをしていきます

- ・保護者と共に、子どもの良いところや可能性が発揮できるように丁寧に成長を見守り育みます
- ・保護者の「困った」を共に解決していきます

●異文化に触れ、世界に目を向けるきっかけを作ります

異文化体験をする中で、日本の価値と異なる世界が存在することを知り、世界に目を向け広い視野を育てるようにしていきます

●地域の特性を活かし地域との連携を大切にします

様々な人との関わりや、日々の暮らしを通して自然や地域社会のあらゆる資源に接し、経験・知識を得る機会を大切にしていきます

【保育目標】

- I 豊かな人間性を育てるための基礎を養う。
- I 自発性を尊重し、どの子にもある伸びる芽を育てる。
- I 他者を尊重し、集団の中で共に育ちあえる場を整える。

デイリープログラム（1日の流れ）

時間	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児
7:30	順次登園（同室でお受け入れ）		順次登園（同室でお受け入れ）	
9:00	各クラスに移動			
9:15	おやつ	おやつ	おやつ	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な環境（保育室、園庭、公園、散歩道、社会資源等）の中で生活することを基本にしながらか、自然・文化に触れ、集団生活の中で人間関係を深めていく活動。 ※子どもが自ら選び、考え、学ぶ力を信頼し、必要な環境を用意していきます。
9:45	<ul style="list-style-type: none"> ・外遊び（園庭、2Fテラス、公園、散歩等） ・室内遊び（わらべうた、探索、遊具、運動等） ・個々の生活リズムに合わせて睡眠・授乳 	<ul style="list-style-type: none"> 外遊び（園庭、2Fテラス、公園、散歩等） 室内遊び（わらべうた、リズム、探索、遊具、運動等） ・自分で選んだ遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・外遊び（園庭、公園、散歩等） ・室内遊び（ごっこ遊び、遊具、運動、粘土、制作、リズム、楽器等） ・自分で選んだ遊び 	
10:50	給食 食事後個々に合わせてお昼寝	給食 食事後個々に合わせてお昼寝		
11:20			給食 食事後個々に合わせてお昼寝	給食 お昼寝または休息
14:00	起きた子から自分で選んだ遊び			
14:30		起きた子から自分で選んだ遊び	起きた子から自分で選んだ遊び	自分で選んだ遊び
14:50	おやつ	おやつ		
15:00			おやつ	おやつ
15:30	順次降園			
17:00	延長保育（異年齢同室）			

*給食は調理室にて手作りです。離乳食、食物アレルギー対応食の提供は個々にご相談させていただきます

*4・5歳児のお昼寝については個々に合わせて対応します。

<給食の提供>

3歳未満児・3歳以上児に分けて、名古屋市の栄養価摂取基準を満たした独自の献立を実施し、各家庭にも毎月献立表を配布します。食物アレルギーがある場合は、病院で検査を受けていただき、その結果と医師のご指導のもとにご相談させていただきますので、お申し出ください。

<年間行事>

月	行 事
4月	・入園式
5月	・遠足（幼児）・個人懇談（5～7月にかけて）
6月	・歯科検診
7月	・七夕夏まつり ・プール開き ・内科検診
8月	
9月	
10月	・運動会
11月	・遠足 ・保育参観 ・個人懇談（11～1月にかけて）
12月	・プチ展覧会 ・クリスマス会
1月	・内科検診
2月	・節分会 ・生活発表会（幼児）
3月	・ひなまつり会 ・おわかれ遠足 ・おわかれ会 ・卒園式

*身体測定・避難訓練は毎月実施します

*年2回、健康診断を実施します

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児が小学校へ就学したとき

(2) 園児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき

(3) その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。

<嘱託医・内科>

医療機関の名称	きむら内科小児科クリニック
医師名	院長 木村 多化子
所在地	名古屋市緑区神の倉三丁目10番地
電話番号	052-876-8776

<嘱託医・歯科>

医療機関の名称	スリーズ歯科
医師名	院長 増子 律子
所在地	名古屋市緑区鳴海町字三皿20-15
電話番号	052-602-8001

(2) 全私保連保険制度、独立行政法人 日本スポーツ振興センターへの加入

当園では、万が一の際に備え、全国私立保育園連盟の全私保連保険制度、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に加入いたします。

・全国私立保育園連盟 全私保連保険制度

園賠償責任保険 補償限度額 対人：1名1億円／1事故：7億円

対物：1事故200万円

・独立行政法人日本スポーツ振興センター（概要については別紙1参照）

※上記の保険の加入について、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 全私保連保険制度については、保護者負担金はありません。

■ 災害共済掛金（年額 保護者負担額）

保護者等負担額 315円/年（法人負担額 35円/年）

要保護園児負担額 36円/年（法人負担額 4円/年）

第13 非常災害対策

暴風警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・午前6時時点で気象庁からの発表（NHK）があった場合は、登園を見合わせてください。 ・午前6時までに警報が解除された場合は平常通りの保育を行います。 ・午前6時を過ぎてから午前11時までに解除された場合は、午後1時以降保育を行います。但し、昼食は済ませてからご登園ください。午前11時以降に解除された場合は原則として警報解除後2時間後より保育を再開します。 ・在園時に発令された場合は、状況に応じてできる限り早くお迎えにきてください。
警戒レベル3（高齢者等避難） 発令時 警戒レベル4（避難指示） 発令時 特別警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・解除されるまで休園となりますので、登園後に発令された場合は、できる限り早くお迎えにきてください。 ・避難指示発令の場合は、避難所へ避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えにきてください。
南海トラフ地震に関する 情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・休園となる場合があります。登園後に発表された場合も、園から発表後の対応連絡はしますが、各自メディアの情報を基にご判断いただき、災害に備えた行動をお取りください。
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は、毎月1回実施します。
非常災害用備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

※通常時のお迎えと異なる方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者からご連絡をいただき、保護者証をお持ちください。保護者証がない場合、保護者への確認がとれるまでお待ちいただくことがあります。

※大雨・洪水警報または津波警報発令の場合は、園やその周辺の状況により対策が変わりますので、ご承知ください。

第14 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。また、園児の身体に不審な怪我や痣がみられる場合、虐待の疑いがあると思われる場合には、警察又は児童相談所等に連絡することがあります。

※欠席・遅刻の連絡がない場合は、園から保護者の方へ連絡をさせていただきます。

※連絡が取れない場合は、家庭訪問をさせていただきます場合がございます。

第15 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	保育園内 苦情解決責任者 園長 木下 直子 苦情受付担当者 主任 西川 晃 こども育成財団 苦情対策室 052-551-6363
苦情受付相談第三者委員会	名古屋市社会福祉協議会 第3者委員会 電話 052-910-7976 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第16 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復ください。出入口、駐車場などでは、通行に充分注意し、お子さまの手を離さないようにしてください。
- (2) 車や自転車の駐車は、指定の場所をご利用ください。近隣へのご迷惑になりますので、他の場所へはくれぐれもお停めにならないようお願いいたします。また、車から離れる時は、貴重品を必ずお持ちになり施錠をしてください。
- (3) 当園では安全のため、保護者証を発行致します。送迎の際には必ず着用してください。保護者証をお持ちでない同伴者（保護者以外のご家族や親せき等）がある場合は、職員室まで必ずお声掛けください。また、通常のお迎えでない方がお迎えにいらっしゃる場合には、保護者より前もって必ずご連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、お子さまの安全のため、確認がとれるまでお子さまをお渡しできませんのでご了承ください。
- (4) お子さまが安定して過ごせるように、保育室への入室に制限を設けることがあります。入室制限の場所・時間帯などは別途お知らせします。
- (5) 毎日朝の食事前に体温を測り、コドモン連絡帳への入力、またはおたより帳へご記入をお願いします。また前日の熱や嘔吐・下痢など健康上変わったことがあれば、些細なことでも構いませんので登園時にお知らせください。尚、下記のような場合は登園を見合わせ、医師の診断を受けるなど悪化を防ぐご対応をお願いします。
 - ・体温が37.5℃以上の時（目安です。その他の様子も含めてご相談ください）
 - ・ひきつけ、ぜんそく等の特殊症状が出た時
 - ・咳、下痢、嘔吐等がひどく日常生活に支障がある時
 - ・学校伝染病など感染症による出席停止期間（登園は医師の許可が出てからお願いします）また、在園中に発熱や異常があった際には、保護者に電話でご連絡させていただくことがあります。必ず連絡がとれる番号を、緊急連絡表にご記入ください。
- (6) 欠席の場合は、9時までに必ず連絡してください。

(7) 原則として薬はご家庭でお済ませください。与薬が必要な場合は、保護者が来園し投薬していただきます。やむ得ず出来ない場合は、与薬依頼書にご記入いただき、医師の処方箋を併せて職員に直接お渡しください。直接のご依頼がない場合は依頼書があっても与薬を見合わせますのでご了承ください。薬の保管は致しかねます。飲み薬は必ず1回分を容器に入れてお持ちください。市販の薬、頓服の与薬はお断わりしています。

【別 表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
3歳以上児にかかる 主食費	保育所は3歳以上児に対し、主食（米飯及びパン）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、主食の提供を行わない場合には、主食費が減免されます。	月額 1,000円
3歳以上児にかかる 副食費	保育所は3歳以上児に対し、副食（主食以外）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※特別の配慮を要する事情により、副食の提供を行わない場合や年収360万円未満相当世帯又は第3子以降のお子さまは、副食費が減免されます。	月額 4,500円
行事協力費	行事開催のための会場費・プレゼント代など	年額 2,000円
カラー帽子（入園時）	クラスカラーのものを購入	1個 900円
おたより袋	園⇄家庭でお知らせ等をやり取りする際に使用	1個 300円
クレヨン （入園時・2歳児以上）	制作で個人使用するため	1箱 700円
自由画帳 （2歳児以上の全園児）	制作で個人使用するため	1冊 380円
のり （入園時・3歳児以上）	制作で個人使用するため	1個 220円
はさみ （入園時・3歳児以上）	制作で個人使用するため	1丁 420円
コットカバー （入園児0～2歳児）	お昼寝時にコットにセットして使用します。（0～2歳児用）	1枚 1400円
英語レッスン料 （2～5歳児）	月2回のネイティブ講師による英語レッスン	月 1000円
おむスク（0.1歳児） ※2歳児以上は任意	園で使用する紙オムツ・おしり拭き代	標準時間保育 月 3,500円 短時間保育 月 3,200円
コドモンカード （ネームホルダ等含む）	紛失、破損した場合	1枚 1000円

※その他、保護者会費などの費用が発生することがあります※金額は、変更される場合があります。

2 延長保育にかかる利用者負担

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規定で定めた利用料をお支払いいただきます。

現行の延長保育事業にかかる利用者負担

項目	区分	金額
延長保育利用料	A階層・B階層	0円
	C1~C3階層	日額 100円
	C4~C16階層	日額 200円
延長補食代	全階層	日額 50円

※ 延長補食代は月額上限1,000円となります。

※ 改定 令和6年4月